

小規模保育事業所の設置認可について

趣旨

平成 27 年 4 月に施行された子ども・子育て支援新制度において、小規模保育事業をはじめとする地域型保育事業は、新たに市町村の認可事業となりました。児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項において、地域型保育事業を認可しようとするときは、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴くように定められております。

今回、申請のありました小規模保育事業所を認可するにあたり、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準と照らし合わせ、適合する見込みであることから、習志野市福祉問題審議会において、協議いただき御意見を伺うものです。

《児童福祉法(抄)(昭和 22 年法律第 164 号)》

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

- ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。
- ④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

※ 家庭的保育事業等…地域型保育事業のこと。(下記参照)

協議事項 1. 認可外保育所「ひまわり保育園」の小規模保育事業所認可移行について

(1) 設置運営事業者

新制度では、認可外保育施設の質の向上を図るため、認可化を推進しており、本市においても、現在までに 3 施設が認可化移行し小規模保育事業所を運営しております。

このたび、認可外保育所を運営している下記法人から、平成 30 年 8 月 1 日より、小規模保育事業所への移行希望がありました。

事業主体	株式会社 ラビットポケット
事業・施設住所	千葉県習志野市大久保 1-20-19 エスタシオ1階

(2) 小規模保育事業所整備概要

- ① 施設名: (仮称)ひまわり保育園
- ② 設置予定場所



- ・屋外遊技場(大久保 1 丁目公園)までの距離 約 400m
- ・子どもの歩行速度で徒歩約 10 分

③ 施設概要等

施設名称(仮称)	ひまわり保育園
事業開始予定日	平成 30 年 8 月 1 日
事業の種類	小規模保育事業 B 型
中学校区	第二中学校区
所在地	習志野市大久保 1-21-14 琴富ビル 2 階 C 号室
定員	18 人 (内訳)0 歳児:6 人 1 歳児:6 人 2 歳児:6 人
設備 (平面図参照)	事業対象延床面積 112.37 m ²
	(1)保育室等 乳児室 41.058 m ² (必要面積 39.6 m ²)、保育室 27.237 m ² (必要面積:11.88 m ²)
	(2)屋外遊戯場 大久保 1 丁目公園 (施設からの距離約 400m)
	(3)その他設備 調理室、医務室、沐浴設備、便所、事務室等
職員	施設長 保育士:8 名 保育従事者:8 名 調理:1 名 嘱託医:2 名(内科医及び歯科医)
開所曜日	月曜日から土曜日(祝日、年末年始除く)
開所時間	7 時から 19 時まで
給食	自園調理
連携施設(保育支援)	市立大久保第二保育所
連携施設(3 歳児受け皿)	市立大久保第二保育所、みのりつくしこども園
保育方針	<p>保育を必要とする乳児又は幼児が増加している現状に対して、保育を必要とする乳児を一人でも多く、保育できる施設を公共機関の近くに提供し、地域の児童福祉の向上に貢献したく、京成大久保駅近くに当園を設置しました。</p> <p>【保育方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの個性を大切にした保育を行う。 ・心身ともに、健康で活力ある「げんきな子」を育てる。 ・一人ひとりの成長に合わせて、生活習慣が身に付くことができるよう保育を行う。 ・家庭的保育の中でいろいろな体験を通し、豊かな感性と創造性を培う保育を行う。